

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 通告書にしたがい、一般質問をいたします。1. すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を(1)住宅用火災警報器の設置について、新築住宅は平成18年6月1日から設置義務がある。既存住宅は平成23年5月31日までにすべての住宅に設置することが義務化されている。沖縄県は設置率59.3パーセントで全国最下位である。条例適合率は44.5パーセントである。町内の設置率はどの程度か。(2)すべて住宅に設置するために本町の取り組みは行っているか。(3)町で予算化し、すべての住宅に設置することはできないか。(4)住宅リフォーム支援事業に火災警報器も設置の義務化ができないか。

2. AEDの管理について質問します。(1)AEDは救命処置のため、いつでも使用できるように管理点検が重要である。町が設置したAEDの状況はどうなっているかお伺いします。(2)電極パッドやバッテリーの使用期限もごぞいます。使用期限内の交換を実施しているかお伺いします。(3)AEDの管理は町の助成で行っているのか。以上、2点を質問いたします。ご回答をよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置を(1)についてお答えします。平成27年度の本町の設置率は53パーセント、条例適合率は48パーセントです。条例適合率とは、設置しなければならないすべての部屋に設置されているかを確認する割合であります。(2)についてお答えします。東部消防組合にて職員等による戸別訪問確認を行い、設置のお願いを行ったり広報や各種イベントでの周知を行っています。また、町が発行した「暮らしの便利手帳」に警報器の設置義務について掲載しており、全世帯へ配布を行っています。(3)についてお答えします。消防法の改正により平成18年6月以降の新築住宅については設置が義務化されました。町内の県営団地(第一団地・第二団地)については、沖縄県がすでに設置しております。また、自治会で一括購入し全世帯に設置済の地域もあります。以上のことから、町民全体の公平性からすると火災警報器を町で設置することについては厳しいと考えております。(4)についてお答えします。本事業は、町内の経済活性化並びに雇用の安定及び確保に寄与することを目的としており、住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱により備品等の購入は補助対象外となっております。

質問事項2点目のAEDの管理について(1)、(2)は一括で答弁します。AEDは、各字公民館、中央公民館、文化センター、ちむぐる館、児童館等に設置を行いました。町施設にあるAEDのパッドカートリッジやバッテリー交換等の管理・点検を行っていますが、その他の施設については管理者に依頼しています。(3)についてお答えします。町以外の施設に設置したものについては、管理者の負担となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時44分）

再開（午後1時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、午前に引き続き、玉城 勇議員の一般質問を行います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 午前中の回答ありがとうございました。これより再質問を一問ずつさせていただきたいと思います。住宅火災警報器の設置率について先ほどの答弁は、53パーセント、条例の適合率が48パーセントということでございました。これについては、たぶん東部消防管内の設置率、南風原、与那原、西原含めた設置率かと思われます。そこで、南風原町だけの設置率について把握しているのかどうか、もし把握されているのであれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 南風原町の設置率が53パーセント、条例適合率が48パーセントということで当初答弁を行っておりますが、申し訳ございません、議員ご指摘のとおりこれは東部消防組合管内の設置率となっております。それゆえ、本町のみ設置率については調査を行っておりません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先ほども質問で申し上げておりますけれども、質問のなかに沖縄県の設置率が59.3パーセント、それから条例の適合率が44.5パーセントと申し上げました。これは全国的に見ますと沖縄県は最下位の状況でございます。沖縄県の59.3パーセントに対して全国で一番設置率がいいのが福井県の94.9パーセント、ほぼ95パーセントなのです。条例に適合している率は、福井県と同じく1位で90.8パーセントです。沖縄県が47位、46位が岡山県の65.6パーセントです。約66パーセント。50パーセント台は沖縄県だけなのです。それだけ沖縄県の取り組みが弱いのではないかとということで、各市町村ともそのような状況かと思うのですけれども、ただ、東部消防組合管内を見ますと、沖縄県に18の消防局、消防本部がありますが、そのなかで東部消防組合が12番目なのです。設置率としていいほうではないのです。南風原町もそれも類似したような状況だと見ております。東部消防管内が先ほどおっしゃった53パーセント、条例適合率が48パーセント、本町に

おいてもだいたいそれぐらいの数字だろうと思われます。ですから、18もある局・消防本部で、東部消防組合管内が53パーセントで、ちなみに一番高い所は糸満市消防本部ですけども69パーセントです。同率で宜野湾市消防本部が入っております。このような状況からすると、本町の設置率も50パーセントちょっとだろうと思われます。ではなぜこの住宅用火災警報器が必要なのか。全国で火災の発生が3万9,000件以上あります。それだけの発生で死亡者が1,500名を超えております。しかし、ケガの方が6,500人を超えているのです。ですから、約8,000人の方々が死亡したりケガをしたりしております。全国的に火災警報器を設置しているなかにおいてもそのような状況です。しかし、この火災警報器を設置したために助かったというのが全国各地に報告がございます。東部消防の管内においてもそのようなことがございます。事例はたくさんあるので、1件だけご報告したいと思ひます。これは東部消防組合本部予防課がまとめたものでありますけれども、このなかに食事の準備のためにガスコンロの火をつけたと、その火をつけたことを忘れて外出してしまつたと、それを付近の住民が火災警報器の鼓動音、火事ですとかピーピーピーとか音を発しますけれども、その音と煙に気付き119番通報をしたと、そこにポンプ隊が現場を確認したところ、鍋の底を焦がしていたと、その時は通報がありましたので火災は未然に防げたというのが今ここに8件、平成28年7月、8月の事例でそのようなことがあります。平成28年が7件、すでにこのようなことがあったということがございますので、ぜひともに火災警報器の設置をしなければいけないという状況だと思ひます。そこで今の設置率の観点からしまして、南風原町の住宅状況を見ますと個人的な考えでございますがアパートや団地の集合住宅が約4割で戸建ての住宅は約6割だろうと思われます。それからしますと南風原町内の設置状況は約5割程度かと思われますが、町のこれまでの感触としましてどのぐらいが南風原町に設置されているか。何割ぐらいと考えられるか、もしお答えできましたらお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実はこの火災警報器ですが、本町、西原、与那原町が東部消防組合に消防と救急に関する事務を共同処理ということになっておりまして、実質事務として取り組んでいないところがござひます。やはり町民の安心・安全なまちづくりの観点からしたらそういったことも調査して対応していく必要があると思ひます。先ほど申し上げたとおり、一部事務組合で対応してもらつていますので、そのへんは3町、それから東部消防組合と連携してと言ひますか、自治体として全国に比べて低い、県内でも低い設置率だということはやはり構成町からも提言して改善するよう取り組むということでは意見を申し述べていきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。まず、町から東部消防組合本部への提言もよろしいかと思えますけれども、ぜひ町としての取り組みも必要かと思えますのでそのへんを申し述べたいと思えます。ちなみに、先ほどの数字の率は、総務省からの調査依頼がありまして各消防本部が確認をしているわけでありましてけれども、東部消防組合本部においては3町で人口が2万所帯を超えておりますので、その2万所帯を超えた地域においては96所帯以上調査をして報告してくれということですので、南風原、与那原、西原のこの3町で96所帯以上の調査をした結果でございます。ですから、もっと落ちるかも知れないしもっと上がるかも知れない。地区によっては100パーセント設置をした地域もありますので、そのへん数字が動きますけれども、ぜひ本町としても取り組みをしていただきたいという思いであります。

次に(2)についての質問をさせていただきます。すべての住宅に設置するための本町の取り組みについてでありますけれども、先ほどはいろんなイベントあるいは広報で周知を行っているということでございました。確かに東部消防組合からも各自治会に対して自治会の広報誌にそのことを掲載してくれという要望が出されて、何カ所かの自治会の広報には火災警報器設置についての要請が載っていると思えますけれども、それも確認されて自治会との連携もやっていただきたいと思えます。それについては把握しているか回答をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 最初の答弁でもありましたが、議員おっしゃるとおり東部消防組合からの依頼で広報への記事は掲載しております。それから、暮らしの便利帳にも載せてあります。各字・自治会に対してこのことをお知らせしてくれという具体的なお願いは今のところやっていません。もしかして区長会に東部消防が見えて、こういった法制度の改正のときにはご案内もあったかと思えます。いくつかのポスターの配布等、警察、消防、その適宜区長会にも参加しておりますので、確たることは確認してみないと分からないのですが、おそらくこういった紹介がなされていると思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 東部消防からは各自治会の広報誌に掲載してくれるようにということで、毎月掲載をお願いしているところであるようであります。ですから、町としてもタイアップしながら、もっともっと住民への周知をお願いしていきたいと思えます。

次、(3)について質問をいたします。ここではなかなか設置が進まない状況であります。本町においても5割超えがほしい数字だと思っておりますけれども、これから100パ

一セント近くまで伸ばしていくための取り組みについて、ぜひ町の協力が必要ではないかという思いで質問をしております。先ほど東部消防管内での事例がございました。たくさんございます。全国的にもそのようなことがございますけれども、踏まえてこれも消防庁からの要請が来ており、たぶん南風原町の総務課にも来ていると思います。読み上げて説明したいと思います。今年の6月には新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務から10年を迎えます。住宅用火災警報器設置の定着を図ることはもとより、火災時における適切な作動を確保する観点から、設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と設置から10年以上を経過している住宅用火災警報器は本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなる可能性もあることがこの資料に書かれております。今、そういう状況であるということです。今ある火災警報器は、住宅火災による死者数の低減を図るため、更なる設置率の改善に向けた取り組みを推進していただけるようお願いいたしますというのが消防庁から通知が来ていると思います。それで先ほども申し上げておりますけれども、平成28年6月1日で全国の設置率が8割であります。条例適合率が約7割の67パーセントであります。最近の作動確認で住宅用火災警報器の設置された約2パーセントが電池切れや故障があったという報告がされております。ですから、そういう状況もあるということでございます。先ほど説明しましたように、約10年を過ぎておりますが、この火災警報器の寿命が約10年と言われております。副町長から答弁がありましたように、町内においては先進的に率先して取り付けた宮城が8年になりました。来年9年目になります。そのあとに大名区が設置をしました。全所帯に火災警報器を設置しております。しかし、そのあとなかなか進んでいない状況でございます。火災警報器については、全国的に助成金が付いている地域もございます。全額助成もありますし、2分の1助成あるいは2分の1でありますけれども2個まで助成するとかそういう所もございます。そういった状況のなかで、本町の取り組みについて今一度ご回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。消防の事務です。本町は、先ほども申しましたように一部事務組合で事務を執行しているということもありますのでそれ含めて、どこまで行政が助成していくのか。いろんな事務事業がありますので、そのへんもトータル的に判断して、また3町の防災・火災担当、消防の担当関連部署もあります。東部消防組合の関連部署とも意見交換をさせていただいて、全国的標準からして低い状態であるというのは非常に懸念されることではございますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先日、本町として東部消防組合管内にある南風原町の土地改良区に位置確認の表示板を設置しました。やはりそれも東部消防3町が一緒になってやるべきだと思うのですが、しかしなかなか腰が上がらないということで、町長の判断で取り敢えず本町内の土地改良区内に設置をすることが決まりました。今設置が完了しました。ですから、この住宅用火災警報器についても南風原町民の生命・財産を守る観点から東部消防組合3町の意味統一も必要でありますけれども、それとは別に南風原町自体が設置を推進していくという取り組みも大事だと思うのです。ですから、先ほど申し上げたように全国的には特に大阪府や茨城県は全額助成するとか、あるいは2分の1助成するという取り組みがされているのです。本町もやはり沖縄県において先進事例を作る思いも込めてぜひその取り組みをしてもらいたいと思います。それについて、本町は南風原町の防犯灯設置修繕補助金設置規定もあるように、このような条例を作ってぜひ助成していくことができないものかどうか。早めに取り組まなければならないことだと思いますので、ぜひ町長からご答弁をいただきたいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 副町長、総務部長からもお答えしておりますが、この火災警報器は生命・財産を守るためには一番重要だと思っております。そういうことを考えましたら、全国でも設置率が一番低い、また県内においても東部消防管内は低いということをお伺いして、何らかのかたちで各町村の問題ではなく東部消防管内で設置率を上げるためにはどうすべきなのか今一度、東部消防組合として各3町調整しながら、助成することも検討すべきなのかどうかも含めて、また自ら設置される努力をやっている地域、されていない地域、地域によって異なっておりますので、でもこういう状況であるからしないのではなくて、しなければ悪い方向にしか進まない。これを一步でも前進するためには、自前でやった人たちに対しても誤解を与えないような方向での取り組みを考えながら、3町、東部消防組合の方針として全所帯に100パーセント設置できるような取り組み方、今一度がんばる、やりましょうという方針の話し合いを進めていきたい。そのためには助成をどうすべきなのか、補助は全額なのか3分の2なのか、2分の1なのか、こういうことも含めて今一度、東部消防管内正副管理者会がありますのでその話し合いをさせてもらいたい。そして、その方針に基づいてまた3町においては、東部消防として同じく公平にやるのか、この部分は、南風原は南風原、与那原は与那原、西原は西原の取り組みですのか。それよりは3町一つの組織として進めていくような取り組みをしなければいけないのではないかと考えておりますので、設置率アップのためにぜひ取り組み方話し合いをさせてもらいたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 東部消防組合での話し合いということでもありますけれども、それはそれで進めていただいて、ぜひ本町での考え方も整理しながら進めていただきたいと思います。先ほど副町長もおっしゃっていたように、先進事例がございまして確かに宮城、大名が設置をしました。また先ほど申し上げたようにこの住宅用火災警報器には寿命がございまして約10年と言われております。宮城ではもう8年を迎えております。ですから、来年、再来年には交換しなければいけないのです。先ほども全国の事例があったように、2パーセントがすでに故障したりバッテリーが切れたりしています。ですから、すでに付いている住宅用火災警報器も来年、再来年には電池が切れる、あるいは故障するかも知れない状況にありますので、以前設置したものについては取り替えの時期に来ていますので、新たに、すべての町民に広報していくという方法だと思っております。取替えしなければいけない時期でありますので、県営団地あるいは新規の集合住宅、新規の個人住宅はすでに建築確認申請時において設置を義務付けされています。遡って10年前からそのようにできていますので、その後の新しい住宅、アパート、マンション、公団、県営団地にはすべて付いています。新築の住宅にも付いておりますので、既存の住宅、以前の住宅に付いていないのが多いわけです。先ほども申し上げたように、南風原町の住宅の割合としてたぶん既存住宅が5割程度、新築住宅が1割程度、アパート・集合住宅が4割程度ということからしますと、取り敢えず今対応しなければならない既存の5割の住宅についての設置が今急を要しているわけです。本町としての考え、東部消防管内についての考えをぜひ早急に協議されて、先ほど言ったように50パーセント補助するか100パーセント補助するか、町長おっしゃったように3分の2にするか早急に取り決めをされて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 冒頭で申し上げました町でも当然この話し合いを進めてまいります。東部消防管内でもやはり一つの組織として取り組み方、これは急を要するものだと、先送りできるものではないということで早急に取り組み方、話し合いをさせてもらいたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。ひとつよろしく申し上げます。それでは、(4)についてでございますけれども、確かにリフォームについての交付金要綱にはないということですが、リフォームをする場合にはいろんな消防備品、消耗品とかいろ

いろとあり、備品になるともちろん厳しいかと思いますがしかし、これを消耗品とすれば考え方によっては可能かと思えます。これについてはいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えします。報知器関係につきましては、通常、建築の設備として扱っておりますので、先ほどの回答では備品として購入した場合、要は火災報知機だけを購入して取付けるということであればこれはリフォームの事業にはあたらないであろうと考えております。ただ、通常、報知器関係は建築設備のなかですので、例えば天井の改修、そういうことがあってその時に取付けるということであれば建築の一部として認められると考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのように、解釈を広めてできる方向で検討していただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは次に移ります。(2) AEDの管理についてでございますけれども、町の特段の配慮で全自治会あるいは公共施設にAEDが設置をされて町民が安心していろいろな集会、活動、運動に取り組めるという素晴らしい環境を作られております。そこで、本町のAEDの設置が5年を過ぎてすでにバッテリーあるいはパットの交換時期が来ました。当初、町としての取り組みができるものという話もあったのですがけれども、しかし最近、町のほうでの管理は難しいと、各設置をされた自治会で管理するよという考えであります。今、そのAEDの機械本体が、何かお話を聞きますと返納されたとか、あるいは返納するとかあるようですけれども、実際どうなのか、把握されているのかどうかご回答をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。各字・自治会の集会所・公民館についてですが、8自治会については返納というのと、あとはもともと自前で設置しているので本町が設置していないというのがあります。6自治会が一旦設置したのですが字の理由で町に返されております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、今の答弁についてでありますけれども、確認をしながら

まいります。6自治会が町に返納されている。8自治会が返納の声があったということでもありますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 8自治会のうち慶原は集会所がないという別の理由です。新川は自前で設置しております。ですから、一旦設置して返すと言ったのは6自治会です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 慶原はプレハブの集会所がありましたけれども、そこには最初から設置されていないということによろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そういうことでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 新川については、確か自動販売機に設置されていると聞いたのですが、それで設置がされていないのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 AEDに付いているバッテリー、電極パッドは、寿命が3年から5年だと言われております。なおまたこの電極パッドについては使い捨てでありますので、一旦使ったものは使えない。あるいは、これも3年から5年程度で使用できなくなりますので、バッテリーと同時に換えなければならない。ですから、5万円程度かかるようになります。しかし、この5万円というのも5年に1回なのです。年間にすると1万円程度について、自治会ができないのであればやはり行政として町民を守るため、財産を守るためにぜひ町でお考えになられて取換えをするべきだと思いますけれども、また、そうすることによって町民の安心・安全が守られると思いますけれども、これについていかがお考え

ですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実はこのパッドとバッテリーにつきましては、パッドは2年ごとでバッテリーは4年でございます。おっしゃるように通年にしますとおおむね2万円近く年間経費として計上されることとなります。町としても一括交付金の制度ができた時に、安心・安全なまちづくりの観点から、以前に設置したこの機器備品についてぜひ継続して対応していきたいということでしたが、平成25年には対応できましたがこれはやはり経常経費であると、維持管理費はそういった交付金にマッチしていないということがございまして、現在の状況になっております。それにつきましては、今後どのような方法があるか少し検討させていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひ検討されて、特に検討も今仮に人がここで倒れた場合に心臓が微細動しかしていないという状況に使うのがAEDなのです。誰でも使える。なおかつ、ここで心臓が止まったら、3分30秒以内に心臓マッサージをしなければいけない。3分30秒で脳に酸素が行かなくなると、行かなくなったらそこで蘇生させてもその人の脳が動かなくなりますのでぜひ、ご検討をお願いします。

○議長 宮城清政君 これで玉城 勇議員の一般質問を終わります。ここで先ほどの赤嶺雅和議員の一般質問のなかで削除したい部分があるとの申し出がありますのでこれを許します。9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 先ほどの私の一般質問で間違った発言がありましたので削除をお願いいたします。「5年ほど前に緩和区域の見直しが行われたようですが」と、発言しましたが、この発言の削除をお願いします。

○議長 宮城清政君 ただいまの赤嶺雅和議員の発言に対しましてご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、先ほどの「5年ほど前に緩和区域の見直しが行われたようですが」という文言を削除することに決定をいたしました。休憩します。